令和４年（行ウ）第１８号　埋立地用途変更・設計概要変更不承認処分に対し国土交通大臣がなした裁決の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか１７名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

第２準備書面

（原告適格に関する最新の最高裁判例について）

２０２３（令和５）年６月５日

那覇地方裁判所民事第２部合議Ａ係　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　原告ら訴訟代理人

弁護士　池宮城　紀　夫

弁護士　中　村　照　美

弁護士　阿波根　昌　秀

弁護士　新　垣　　　勉

弁護士　永　吉　盛　元

弁護士　仲　山　忠　克

弁護士　大　田　朝　章

弁護士　三　宅　俊　司

弁護士　高　木　吉　朗

弁護士　儀　部　和歌子

弁護士　横　田　　　達

弁護士　金　高　　　望

弁護士　中　村　昌　樹

弁護士　林　　　千賀子

弁護士　上　原　智　子

弁護士　松　崎　暁　史

弁護士　伊志嶺　公　一

弁護士　高　良　　　誠

弁護士　山　城　　　圭

弁護士　安　里　　　学

弁護士　齋　藤　祐　介

弁護士　日　高　洋一郎

弁護士　松　本　啓　太

弁護士　喜　多　自　然

弁護士　城　間　　　博

弁護士　赤　嶺　朝　子

弁護士　松　本　徹　意

弁護士　高　塚　千恵子

弁護士　白　　　　　充

弁護士　儀　保　　　唯

弁護士　川　津　知　大

弁護士　島　袋　　　元

弁護士　我　妻　　　潤

弁護士　池　味　エリカ

弁護士　真栄里　嘉　邦

目次

[第１　最新の最高裁判例について 3](#_Toc136612124)

[１　最高裁判例の概要 3](#_Toc136612125)

[（１）事案の概要 3](#_Toc136612126)

[（２）多数意見の概要 3](#_Toc136612127)

[（３）林補足意見の概要 4](#_Toc136612128)

[（４）宇賀意見の概要 4](#_Toc136612129)

[２　最新判例の意義について 6](#_Toc136612130)

[（１）法令の文言の形式的解釈に拘泥しなかったこと 6](#_Toc136612131)

[（２）当該法令と目的を同じくする関係法令を参酌したこと 8](#_Toc136612132)

[（３）埋葬施設の運用による影響を考慮したこと 8](#_Toc136612133)

[（４）原告適格判断における審理のあり方について述べられたこと 10](#_Toc136612134)

[第２　被告準備書面１について 11](#_Toc136612135)

[１　法令の文言の形式的解釈に拘泥していること 12](#_Toc136612136)

[２　埋立法と目的を共通にする関係法令を考慮しようとしていないこと 13](#_Toc136612137)

[３　施設の運用による影響を考慮すべきこと 15](#_Toc136612138)

[４　審理のあり方について 16](#_Toc136612139)

[第３　今後の主張の予定について 18](#_Toc136612140)

# 第１　最新の最高裁判例について

## １　最高裁判例の概要

## （１）事案の概要

　　周知のとおり、先月９日、原告適格論に関する重要な最高裁判例が出された（甲４３。以下「最新判例」という。）。

この事件は、大阪市長が、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）１０条の規定により、納骨堂の経営等の許可（以下「経営等許可」という。）をしたところ、同納骨堂の周辺に居住する住民が、その取消しを求めたものである。

## （２）多数意見の概要

多数意見は、墓埋法１０条が許可の要件を規定していないことから、「それ自体が墓地等の周辺に居住する者個々人の個別的利益をも保護することを目的としているものとは解し難い」としている。

その上で、同法の目的に沿った大阪市細則（以下「細則」という。）８条が「墓地等の所在地からおおむね３００ｍ以内の場所に敷地がある人家については、これに居住する者が平穏に日常生活を送る利益を個々の居住者の個別的利益として保護する趣旨を含む規定である」と解した。

その結果、墓埋法１０条の規定によりなされた経営等許可については、「当該納骨堂の所在地からおおむね３００ｍ以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しを求める原告適格を有する」と判断した。

なお、第一審が原告適格を否定する主な理由の一つとして掲げた２０００（平成１２）年判決（以下「２０００年判決」という。）は、事案を異にするため本件では適切でないと述べた。

## （３）林補足意見の概要

　　　　林道晴裁判官は、「被上告人らの原告適格を肯定するため平成１２年判決を変更する必要がないことの理由は、直接的には、多数意見の指摘するとおり、平成１２年判決で問題となった条例と本件細則８条の規定ぶりが異なることにあるが、実質的にみれば、平成１２年判決が平成１６年法律第８４号による行政事件訴訟法の改正前の事案であることを見逃すことはできない」とし、「第三者の原告適格については、上記改正後は、上記のような同項が追加された趣旨を踏まえ、より柔軟な判断が求められることになったというべきである」としている。

　　　　その上で、「第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法９条２項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである」として、現在の裁判実務を諫めている。

## （４）宇賀意見の概要

　　　　宇賀克也裁判官は、そもそも「法１０条自体が周辺住民の個別的利益を保護して」いるという見解を述べる。

　　　　すなわち、「法１条の「国民の宗教的感情」について、墓地等の経営が許可されることにより宗教的感情に影響を受けるのは、何よりも周辺住民であり、また、「公衆衛生その他公共の福祉の見地」から支障が生ずるおそれがあるのも、周辺住民である」ことからして、「法１０条が保護する利益について公益と称することがあるとしても、それは周辺住民の個別的な利益の集積、総合であって、一般的公益に吸収解消されるものではないのである」という見解を述べている。

　　　　なお、同意見は、「墓地等の公益性は、本案の判断に当たって考慮要素になるものの、誰が許可処分を争うことができるかという原告適格の判断で問題になる公益とは異なるものである」としている。  
　これは、①埋葬施設が人間社会に必須の施設であることから、その立地に公益性があるという意味における「公益」と、②埋葬施設がもたらす周辺への悪影響（いわゆる、「負の外部性」ないし「外部不経済」）から保護されることを想定されている周辺住民等の個別的な利益の集積、総合の意味における「公益」とを区別すべきであることを指摘するものである。

　　　　このような観点から、宇賀意見は、２０００年判決について「法令の文言の形式的解釈に拘泥し紛争の実質を考慮していないものといわざるを得ず、取り分け平成１６年法律第８４号による改正後の行政事件訴訟法９条２項により「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」解釈することが義務付けられた現在においては、変更を免れないものと考えられる」と指摘している。  
　以上を前提に、宇賀意見は「原告適格が認められる者の範囲は、詳細な主張立証を経ることなく簡明な方法で判定すべきであるから、その判断に当たっては、各地方公共団体の条例、規則、要綱の定めを参考にすべきである」との観点から、細則８条をあくまでも参考とするものとして、３００ｍ以内の居住者については、原告適格を有すると結論付けている。

## ２　最新判例の意義について

## （１）法令の文言の形式的解釈に拘泥しなかったこと

　ア　上記のとおり、最新判例では、多数意見の他に、補足意見、意見が付されたが、全ての裁判官において共通しているのは、法令の文言の形式的解釈に拘泥しなかった結果、２０００年判決の結論に与しなかったという点である。

　　　これは、全ての裁判官が、改正行訴法９条２項に言及していることが関係している。

　　　具体的にいえば、最新判例で重要な点は、墓埋法１０条のみを切り取って、「同法１０条の目的」という形で法の目的を限定したのではなかったという点である。

　いうまでもなく、いかなる法にも、その法そのものが意図している目的が存在する。

最新判例は、「墓埋法１０条の目的」を考慮したのではなく、「同法自体の目的（墓埋法１条）」を考慮したのであって、このような解釈こそが、改正行訴法９条２項が求める「当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮」することであるということを、端的に示している。

このような最新判例の判断は、改正行訴法９条２項の下では、およそ同一の法令内部で「趣旨及び目的」を異にする定めは存在し得ないという判断を示したものであって、例えば、「墓埋法１０条の目的と、墓埋法１１条の目的は異なる」だとか、「墓埋法１０条１項の目的と、墓埋法１０条２項の目的は異なる」という判断は、およそ改正行訴法９条２項の解釈適用としてはあり得ないことを端点に示しているのである。

イ　改正行訴法９条２項の存在意義については、長年裁判官を経験し最高裁判事となった林裁判官が補足意見において強調しているところ、この指摘は、埋立法が根拠法令となる本件訴訟でも極めて重要な意義を有することから、ここで言及しておく。

林補足意見は、多数意見において原告適格を認めた背景には、改正行訴法による９条２項の考慮事項の法定があると指摘している。言い換えれば、同意見は、仮に改正行訴法９条２項なかりせば、同事件における条例の規定だけでは、原告適格を認めることがなかった可能性があるということを指摘しているのである。

これはすなわち、改正前行訴法の下であれば、従来の最判同様、同事件においても、距離制限内の住民について、「法や条例が、具体的に個別的な法的利益を保護しているわけではない」と解釈していた可能性が高いことを示すものである。

もっとも今般の最新判例では、行訴法改正により法9条2項が法定された結果、そこで定めた考慮事項にしたがって、端的に個別の住民の利益を保護する趣旨を、条例を手掛かりとして読み取るべきであるということが示されたのであって、林補足意見は、この点を強調したものである。

このように、最高裁は、法に要件の規定が一切存在しない墓埋法の原告適格においてすら、直接委任を受けたわけでもない条例の文言からこのような結論を導くべきであると理解したのであって、いわんや、環境、防災、土地利用等について極めて具体的で詳細な要件を直接法に規定する埋立法における原告適格の判断に際しては、墓埋法以上に、埋立法の趣旨、目的等、改正行訴法９条２項の考慮事項をより柔軟かつ広範に読み取り、原告適格に関する結論を導くべきである。

## （２）当該法令と目的を同じくする関係法令を参酌したこと

最新判例は、墓埋法の目的（同法１条）と趣旨及び目的を同じくする関係法令として細則をも参酌した。

これは、改正行訴法９条２項が求める「当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌」するという定めからして当然の理であるが、ここで重要な点も、やはり「墓埋法１０条の目的」ではなく、「墓埋法の目的（１条）」を参酌したという点である。

個別の条・項・号に裁断して、それぞれの目的を参酌して関連法令を考えるのではなく、法そのものの目的を参酌して関係法令を参酌するのが、改正行訴法９条２項のあるべき解釈適用であることを、最新判例は示したのである。

## （３）埋葬施設の運用による影響を考慮したこと

ア　多数意見は、「本件細則８条本文は、墓地等の設置場所に　関し、墓地等が死体を葬るための施設であり（法２条）、その存在が人の死を想起させるものであることに鑑み、良好な生活環境を保全する必要がある施設として、学校、病院及び人家という特定の類型の施設に特に着目し、その周囲おおむね３００ｍ以内の場所における墓地経営等については、これらの施設に係る生活環境を損なうおそれがあるものとみて、これを原則として禁止する規定であると解される」（下線は引用者による。）としている。

これは、改正行訴法９条２項が「当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべき」という定めとの関係で理解されるべき判示である。

すなわち、「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益」とは、最新判例の事案に置き換えると、「墓地経営等の許可（「当該処分」）がその根拠となる法令に違反してされた場合に、その周囲おおむね３００ｍ以内の場所における学校、病院及び人家に係る生活環境が害される」ということを意味しているのである。

イ　加えて、全ての裁判官に共通するのは、「害されることと　なる利益」の条文が、実質的な利益侵害に着目すべきとして解釈されているという点である。これには２つの含意がある。

１つは、違法に処分がなされた結果侵害される利益は、当該処分によって直接的ないし形式的に侵害されるものに限らず、例えば、当該処分に伴い建設される施設が運用される結果もたらされる利益侵害が考慮されるべきということである。最新判例においても、埋葬施設の存在が、何らかの利益を直接的あるいは形式的に侵害するはずではないものの、「その存在が人の死を想起させるものであることに鑑み」ている。これが実質的に利益侵害を考慮するということの１つ目の含意である。

もう１つは、個別具体的な法的権利が侵害されていなくても、「利益侵害」が認められれば、原告適格を肯定するという点である。最新判例は、侵害される利益を、墓地の周辺の（病院、学校、住居を問わず）人々の宗教感情や衛生であるとした。これらはいずれも、個別具体的な法的権利としてこれに対応する法の規定があるものではないものの、最新判例はこれを法が保護していると考えられる「利益」として、その（実質的な）侵害が認められれば、原告適格を肯定し得るとしたものである。

このようにみると、改正行訴法９条２項がいう「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益」とは、①「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に、当該処分を前提として運用される施設（最新判例の事案では墓地等の埋葬施設）がもたらす周辺への悪影響（いわゆる、「負の外部性」ないし「外部不経済」）から保護されることが想定されている利益」を指しているということ、②そしてこれは実質的な利益侵害の有無という基準をもって判断されるべきであるということが、最高裁の考え方であるというべきである（②の見地から、例えば本件において騒音被害を受け得ることから原告適格が認められるべき者の範囲を、「W値７５より内側の者」とする考え方は誤っているものというべきである。高さ制限や営業の利益についても同様のことが指摘し得るが、これらについては追って詳述する予定である。）。

## （４）原告適格判断における審理のあり方について述べられたこと

　　　現代行政法を代表する学者である宇賀裁判官は「訴訟の入口である原告適格の判断だけのために数年争われ、本案審理に更に数年を要するという非生産的な事態」と指摘し、現在の裁判実務に疑問を呈した。

　　　また、これを受けて、林裁判官も、「第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法９条２項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである」という諫言ともいうべき指摘をしており、現在の裁判実務において重く受け止められるべきである。

　３　以上を前提に、以下では、被告準備書面１がいかに最新判例に矛盾するか（すなわち、行訴法９条２項に矛盾しているか）について指摘する。なお、下記第２・１ないし４は、上記２（１）ないし（４）に対応して記述している。

# 第２　被告準備書面１について

　　　被告は準備書面１において、次のとおり主張する。

　　　「当初の免許（承認）は埋立法４条１工学号を処分根拠法令とするものであるのに対し、その内容の一部を変更する変更許可（承認）は、単純にこれと同一に同項各号のみを処分の根拠法令とするものではなく、変更事項を限定する旨を規定する同法１３条ノ２をも処分根拠法令とするものである。

　　　　この処分の根拠法令の差異により、変更許可（承認）における審査・判断の対象は、当初の免許（承認）申請における審査・判断の対象とは異なり、具体的な変更事由・内容に照らして、埋立法１３条ノ２第２項が準用する同法４条１項各号及び同法１３条ノ２第１項の「正当ノ事由」の該当性が認められるか否かであるから、この具体的な変更事由・内容によって審理・判断すべき対象が画されることとなる。

　　　　（中略）

　　　　以上のとおり、それぞれの処分は、処分の根拠法令を異にするのであり、異なる根拠法令に基づく以上、審理・判断すべき対象とそれによる効果も異なるのであるから、それに伴って、考慮されるべき利益の内容・性質も異なることになる。したがって、当初の免許（承認）の取消訴訟の原告適格が認められる範囲と変更許可（承認）の取消訴訟、さらには変更不許可（不承認）を取り消した裁決の取消訴訟の原告適格が認められる範囲が同一にならないのは、むしろ当然である。」

「埋立法４２条３項が準用する同法１３条ノ２第１項並びに同法４条１項１号及び２号を根拠法令とする本件裁決の取消しを求める法律上の利益は、本件変更不承認処分を取り消した本件裁決に当たって審理・判断の対象とされるべき内容、すなわち、本件変更承認申請の内容及びそれを不承認とした事由との関係で、原告らの個別的な利益が侵害されるおそれがあるか否かが判断されるべきである。」

## １　法令の文言の形式的解釈に拘泥していること

　　　最新判例の論旨に照らせば、上記のような被告の主張が法令の文言の形式的解釈に拘泥していることは、一目瞭然である。

　　　最新判例は、許可要件を具体的に定めていない墓埋法ですら、その根拠法令の条項（同法１０条）に拘泥するのではなく、同法の目的（同法１条）に遡り、同法と趣旨及び目的を同じくする定めを考慮した上で、結論を導いている。

例えば、「墓埋法１０条の目的と、墓埋法１１条の目的は異なる」だとか、「墓埋法１０条１項の目的と、墓埋法１０条２項の目的は異なる」という判断は、およそ改正行訴法９条２項の解釈適用としてはあり得ないことを端点に示したことは、前記のとおりである。

これに対して、本件で検討対象となる埋立法は、法それ自体が、４条１項各号において免許（承認）の要件を具体的に定めている。被告が指摘する１３条ノ２や４２条３項も、全く同じ埋立法に定められている。

このように、全く同じ埋立法に定められた４条１項各号や１３条ノ２や４２条３項が、その規定ごとに趣旨及び目的を異にすると解する余地は、改正行訴法９条２項の下では一切ないということを、最新判例が端的に示しているのである。

この一点からして、４条１項各号を分離して、あるいは１３条ノ２が加わっただけで、あるいは４２条３項が準用する形をとるというだけで、原告適格が認められる範囲が異なるかのように曲解して、すなわち、法令の文言の形式的解釈に拘泥して、本件原告らの原告適格を否定しようとする被告の主張は、もはや改正行訴法にも、その解釈適用の指針を示した最新判例にも整合しないことは明らかである。

## ２　埋立法と目的を共通にする関係法令を考慮しようとしていないこと

被告の主張が破綻していることは、上記１で既に尽くされているが、加えて指摘すると、被告の主張は行訴法９条２項が求める「当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌」するということ自体も一切考慮に入れていない点でも破綻していると言わざるを得ない。

　　　埋立法の目的（何度も指摘するが、「同法４条１項１号の目的」や「同法４条１項２号の目的」という意味では無く、埋立法自体の目的を指す）と趣旨及び目的を共通にする関係法令を参酌すべきであることは、最新判例を指摘するまでもなく、改正行訴法９条２項が求めていることであり、やはり最新判例も、改正行訴法に基づき関係法令（最新判例では細則）を参酌している。

本件でも、埋立法とその趣旨及び目的を共通にする関係法令（環境基本法、環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例等）の趣旨及び目的（何度も指摘するが、これも各法令を条・項・号に裁断して求める趣旨及び目的ではなく、それらの法令そのものが企図している趣旨及び目的を指している）をも考慮することが求められているのであって、このような解釈を試みることすらしない被告の主張は、やはり破綻している。

なお、これら関係法令をも考慮すれば、本件における「法律上の利益」（行訴法９条１項）とは、「埋立地の周辺地域に居住する住民、ないし埋立地域及びその周辺において清浄な海洋環境を享受する者をして、違法な事業に起因する災害を受けず、又は公害（騒音のみならず水質汚濁も含む）によって健康、生活環境若しくは営業に係る被害を受けないという利益」をいうことは、もはや異論を挟む余地もない。

## ３　施設の運用による影響を考慮すべきこと

　　被告は、原告適格の判断に際しては「本件変更承認申請による埋立の変更それ自体により影響を受ける利益」を考慮すべきであるとする。

しかし、先に述べたとおり、改正行訴法９条２項が定める「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益」とは、①「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に、当該処分を前提として運用される施設がもたらす周辺への悪影響（いわゆる、「負の外部性」ないし「外部不経済」）から保護されることを想定されている利益」を指すこと、②そしてこれは実質的な利益侵害の有無という基準をもって判断されるべきであるということが、今般の最新判例から明らかとなった。

これを本件についてみると、「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に、当該処分を前提として運用される施設」とはすなわち、辺野古新基地に他ならない。

そして、これがもたらす「周辺への悪影響（いわゆる、「負の外部性」ないし「外部不経済」）から保護されることを想定されている利益」は、実質的な利益侵害の有無をもって検討されるべきところ、本件で問題となる埋立法は、（条文が白紙ともいうべき墓埋法に比べて）４条１項２項のように、承認の要件が具体的に明記されていることから、根拠法令から端的に導き出される利益も存在すれば、もちろん、埋立法と趣旨及び目的を同じくする関係法令から導き出される利益も存在する。

そして、埋立法及び関連法令が、違法な処分を前提とする施設（本件では辺野古新基地）の運用によって生じうるものとして想定している実質的な利益侵害とは、事業に起因する災害や公害（騒音のみならず水質汚濁も含む）によって生じうる、健康、生活環境、営業にかかる被害というべきである。なお、この度の最新判例が「人家」のみならず「学校」や「病院」についても着目した（最新判例の原告には「人家」の居住者しかいなかったものの、「学校」や「病院」の利用者が原告となっていれば原告適格は認められていたであろう）ことを考慮すれば、実質的な利益侵害を受けうる者は、必ずしも当該施設の周辺住民に限られるものではないというべきである。

したがって、埋立法及びその関連法令を考慮すれば、「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益」とは、「埋立地の周辺地域に居住する住民、ないし埋立地域及びその周辺において清浄な海洋環境を享受する者をして、違法な事業に起因する災害を受けず、又は公害（騒音のみならず水質汚濁も含む）によって健康、生活環境若しくは営業に係る被害を受けないという利益」と理解すべきである。

このように、被告が法令の文言の形式的解釈に拘泥した結果導き出した「本件変更承認申請による埋立の変更それ自体により影響を受ける利益」という理解は、改正行訴法９条２項の定めに合致しないこと、そしてこれが最新判例によって一層明確になったことは、明らかというべきである。

## ４　審理のあり方について

　　　先に述べたとおり、最新判例において林裁判官は、「第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法９条２項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである」という諫言ともいうべき指摘をしている。

　　　これは、訴訟要件としての原告適格での検討事項と、本案での検討事項との違いを意識してなされたものであり、その意味において、宇賀裁判官による「墓地等の公益性は、本案の判断に当たって考慮要素になるものの、誰が許可処分を争うことができるかという原告適格の判断で問題になる公益とは異なるものである」という指摘とも通底するものがある。

　　　この点、被告は、本案での審理の対象が埋立法４条１項１号及び２号であることをもって、訴訟要件としての原告適格での審理の対象もこれらと同範囲であると主張する。

　　　しかしながら、「国交大臣による裁決が埋立法に違反しているか否か」と「国交大臣による裁決が埋立法に違反してなされた場合に害されることとなる利益」とは、明らかに異なる次元の検討事項である。

　　　すなわち、「国交大臣による裁決が埋立法に違反しているか否か」は、国交大臣による本件裁決が、公水法４条１項１号及び２号の解釈適用として正しいか否かという問題である。これはいわば、要件適合性の問題であり、本案での検討事項である。  
　他方、「国交大臣による裁決が埋立法に違反してなされた場合に害されることとなる利益」とは、先に述べたとおり、あくまでも「当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に、当該処分に基づいて運用される施設がもたらす周辺への悪影響（いわゆる、「負の外部性」ないし「外部不経済」）から保護されることを想定されている利益」をいうのであって、これこそが原告適格での検討事項である。

この両者については、論理的に正確に区別されるべきものであるところ、林裁判官はこの度、「第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法９条２項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである」としたのである。

このような最高裁判事の指摘は重く受け止められるべきであって、原告適格の判断に必要な限度を超えた主張立証を求めることにつながる被告の主張は、やはり失当であるというべきである。

# 第３　今後の主張の予定について

前回期日以降、原告らとしては、陳述書作成に取り組んできたところ、今般の最新判例が示された。

この最新判例（特に林裁判官の補足意見や宇賀裁判官の意見）に照らせば、原告らとしても、原告適格の判断に必要な限度を超えた主張立証は漫然と継続されてはならないものと理解しているところ、昨年４月の那覇地判では、本件の原告らと多くの原告が重なる事案において、原告適格無しの判断が下されたこと、被告も本件について原告適格が無い旨の主張をしていることなどに鑑みれば、今般の最新判例を踏まえた上で、陳述書に基づく原告適格の主張が補充されるべきであると考えている。

本期日では、本案に関する主張も提出しているところ、次回期日では、原告から原告適格に関する追加の主張を行うことをもって、（被告からの反論がない限り）更なる主張は無いものと理解されたい。

以　上